

昭和六十二年三月十七日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一〇八第一一号

昭和六十二年三月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出米軍ハリアー訓練基地建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出米軍ハリアー訓練基地建設に関する質問に対する答弁書

一について

米軍は、ハリアー機の訓練の必要性を満たすため、数年前から、北部訓練場内の数か所について環境の保全、地域住民への影響等について検討を行った結果、ハリアー・パッドの設置場所として、安波ダム建設の際に土捨場として使用された場所を選定したと承知している。

当該場所は、立木の伐採を伴わず、形質変更も小規模にとどまること、集落から比較的離れていることを確認している。また、米軍は、ダム貯水地の汚濁防止、自然環境の保全、騒音障害の防止、周辺住民の安全確保に十分な配慮をしてハリアー・パッドの設置、運用を行うものと承知している。

二及び四について

(1) 米軍は、ハリアー機の短距離離着陸訓練を行うため、長さ約三百メートルの滑走路と、これに附帯する駐機場、燃料タンク等を設置する計画であると承知しているが、詳細については承知していない。

(2) 政府としては、米軍の運用の詳細の一々を承知する立場になく、本件についてもハリアー・パッドを使用する部隊及びその訓練の具体的詳細については承知していないが、いずれにしても、米軍は、施設・区域として提供されている訓練場においてその使用条件に従って訓練をすることができるとなっている。この場合、公共の安全に妥当な考慮が払われることはいうまでもない。

三について

AV8BハリアーIIが岩国基地に配備されるとの決定がなされたとは承知していない。

五について

米軍は、日米安全保障条約の目的の達成のために駐留し、及び必要な訓練を実施しているものであり、政府としては、北部訓練場の返還又はハリアー・パッドの建設計画の撤回を米側に要求する考えはない。

右答弁する。